

## 寡婦（夫）控除のみなし適用のご案内

平成30年度から児童手当において、「寡婦（夫）控除のみなし適用（以下、「みなし適用」といいます。）」が始まりました。

### 1 みなし適用の内容

児童手当の資格の審査のため所得審査を行う場合に、みなし適用を申請することで、所得から寡婦（夫）控除又は特別寡婦控除（27万円又は35万円の控除）を行うものです。

※ みなし適用を申請して、所得制限額を下回ることにより、特例給付（一律5,000円）から児童手当に変更になる場合もありますが、所得の状況によっては、支給額が変わらない場合があります。また、みなし適用の申請によって、税法上の控除を受けることはできません（所得税や住民税等が減額されることはありません。）。

### 2 対象となる人

みなし適用の対象となるのは、所得を計算する対象となる年の12月31日及び申請時点において、以下の項目に該当する人です。

- (1) 婚姻によらないで母となり、現在婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。)をしていない方のうち、扶養親族又は生計を一にする子を有する方
- (2) (1)に該当し、合計所得金額が500万円以下である方
- (3) 婚姻によらないで父となり、現在婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。)をしていない方のうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下である方

### 3 みなし控除額（実際の税額の算定に適用されるものではありません。）

区分	控除額
寡婦（夫） （上記2の（1）及び（3）の方）	27万円
特別寡婦（上記2の（2）の方）	35万円

### 4 申請方法

「児童手当における寡婦（夫）控除のみなし適用申請書」をご提出ください。

（提出先及び問い合わせ先）国立市子ども家庭部子育て支援課子育て支援係  
国立市富士見台2-47-1  
042-576-2111（内線156）